

報道関係者 各位

令和3年4月27日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

室長 井口 真嘉

(直通電話) 03-5403-2164

田中酸素（平成27年賞与等）不当労働行為再審査事件 (平成31年(不再)第15号・同第16号) 命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 畠山 稔）は、令和3年4月26日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～ 組合員と非組合員との賞与の格差には、合理的な理由は認められず、不当労働行為に当たるとした事案 ～

平成16年の組合結成以降、長い対立関係の経緯のある中で、組合員に対する賞与の低額支給は、合理的な理由のない組合員であるが故の不利益取扱いであり、労組法第7条第1号の不当労働行為に該当する。

I 当事者

再審査申立人 (15号) 田中酸素労働組合（「組合」）（山口県宇部市）
再審査被申立人 (16号) 組合員数5名（令和2年10月19日現在）

再審査申立人 (16号) 田中酸素株式会社（「会社」）（山口県宇部市）
再審査被申立人 (15号) 従業員50名程度（平成30年12月14日現在）

II 事業の概要

- 1 本件は、会社が、組合員の平成27年及び28年賞与、28年職能給について、非組合員に比し低額で支給したこと、28年賞与及び昇給に係る団体交渉に誠実に応じなかつたことが、労働組合法（以下「労組法」という。）第7条第1号及び第2号の不当労働行為であるとして、組合が、平成28年8月31日に山口県労働委員会（以下「山口県労委」という。）に対し、救済申立てをした事案である。
- 2 初審山口県労委は、既払賞与額と考課点等の再査定の結果発生する不足差額の支払及び会社の売上げ等を明記した資料の手交を命じ、その余の申立てを棄却する旨の命令を発したところ、組合と会社の双方とも、これを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文の要旨（初審の一部救済命令を概ね維持）

- (1) 平成27年夏季の賞与について、申立てを却下する。
- (2) 平成27年冬季及び28年各季の賞与について、一部の組合員については、再査定を行い賞与額の再算定し、その差額を支払わなければならない。
- (3) 会社は、組合の求める会社の決算書等の資料の交付及び、組合に対する文書を手交

しなければならない。

2 判断の要旨

(1) 賞与における組合員故の査定差別について

会社が賞与の算定にあたって、人事考課（査定）を実施してこれを賞与の額に反映することに一定の合理性があることは否定し得ないが、組合員と非組合員との間に査定における外形的な格差が認められ、その格差に合理的な理由が認められない場合には、組合員に対する査定差別といえる。

27年冬季及び28年の賞与について、組合員ごとに個別に検討すると、非組合員との間に外形的な格差が認められ、能力及び勤務実績を考慮するとその格差に合理的な理由は認め難い組合員が存在する。

会社と組合との間には、過去から多様な係争が繰り返され対立関係にあることから、会社に組合嫌悪の意思があることが推認される。

したがって、これらは組合員であることを理由としてされた、査定差別による低額支給であるから、労組法第7条第1号の不当労働行為に該当する。

(2) 団体交渉における会社の対応について

会社は従前から交渉担当者に団体交渉権限を委任する旨を組合に通知しており、会社側の交渉担当者と組合との間で団体交渉が繰り返されてきた。

しかしながら、会社側の交渉担当者は、組合との団体交渉で約した事項を履行せず、次の交渉では、履行しない合理的理由を説明することもなく、単に社長が認めない旨を伝えているにとどまる。

こうした事情からは、交渉担当者に決定権限がないことが明白であるばかりでなく、会社代表者と交渉担当者との間で意思疎通が図られているのか自体、疑われるところであり、形式的な団体交渉に終始した交渉担当者は実質的な交渉権限を有しない者であるといわざるを得ない。

また、会社が実質的交渉権限を有しない交渉担当者のみを団体交渉に出席させてきた経緯からすると、組合が団交申入れにおいて社長の出席を求めるこには相応の理由があるといえる。それにもかかわらず、会社が社長の出席を無意味な前提条件であるとして団体交渉の開催に応じないのは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

(3) 救済方法

賞与の査定における不利益取扱いは不当労働行為に当たるので、該当者を救済とともに正常な集団的労使関係秩序の回復、確保を図るために、会社に対し、再査定を行い賞与額を再算定し、その額から既払賞与額を控除した額の支払を命ずるのが相当。

また、団体交渉に実質的な交渉権限を有しない者を出席させた会社の対応は、不誠実な交渉態度であり、会社は、団体交渉において、組合から要求された資料を提出していない。団体交渉の場で、組合と会社との一連の交渉を経てなされた合意に基づく書類等の提出を組合から求められた場合に、会社がこれを拒否することは、労使間の信義則に照らし許されないので、資料の手交を命ずるのが相当である。

さらに、団体交渉における会社の対応が不当労働行為に該当する以上、このような不当労働行為から組合を救済するためには、会社に対し、主文第5項の文書の手交を命ずるのが相当である。

【参考】

初審救済申立日 平成28年8月31日（山口県労委平成28年(不)第2号）

初審命令交付日 平成31年4月3日

再審査申立て日 平成31年4月15日（組合・会社 双方申立て）